

高知県衛生用紙製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び
関係委託者の意見聴取に関する公示

高知地方労働審議会一般公示第1号

高知地方労働審議会は、高知県衛生用紙製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うこととしたので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴取する。

関係家内労働者及び関係委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年12月12日までに高知地方労働審議会長（事務局 高知市南金田1番39号 高知労働局雇用環境・均等室）あてに提出されたい。

なお、調査審議を行う衛生用紙製造業の地域は次のとおりである。

高知県の区域

令和7年12月5日

高知地方労働審議会
会長 緒方 賢一





意 見 書

令和7年12月5日、貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した高知県衛生用紙製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出します。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

高知地方労働審議会

会長 緒方 賢一 殿